

栃木市農業委員会総会議事録

令和8年4月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和8年4月23日（木） 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	7 糸井世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟
13 生澤 良一	14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗
17 早乙女とみ	18 渡邊 明男	19 中田 秀雄	20 田中 健一
21 縫村 啓子			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	金子 博文	次 長	高久 完治
次長補佐兼農委総務係長	松村 真理子	副主幹兼農委調整係長	田沼 篤
主 査	佐藤 紘輝	主 任	岡 剛伯
主 事	五十畑 博規		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について
報告第5号	農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しの報告について
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第7号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第8号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和8年4月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長より、ごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、4番泉田裕美委員、5番小林真理子委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤紘輝氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査

議案書の2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が10件、賃貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、居住地に隣接する農地を売買により取得する申請です。

譲受人は非農家ですが、管理機を所有しており、申請地では、トマト・なす・ゆずを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番、3番については、営農の効率化のため、農地を交換により取得する申請です。2番から順に説明いたします。

譲受人は、吹上町で主に米を作付しています。申請地においては大根を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

続けて3番について、譲受人は吹上町を中心に、主に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、寄居町を中心に米とビール麦を作付けしています。申請地でも、米とビール麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中でそば・大根・白菜を作付しています。申請地でも、大根・白菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町西山田でそら豆やかぼちゃなどを作付しています。申請地では、みかん・ゆず・くりを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため農地に賃貸借権を設定する申請です。

譲受人は、主に大平町伯仲で米・セリ・マイタケを作付しています。申請地では、セリを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は藤岡町富吉でほうれんそう・キャベツ・大根などを作付しています。申請地でも、ほうれんそうなどを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、経営の若返りを図るため、親子間で農地を贈与する申請です。

譲受人は、岩舟町曲ヶ島を中心に米・麦を作付しています。贈与後も米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、空き家に付属する農地の取得のため、農地を贈与により取得する申請です。

申請地では、サツマイモ・玉ねぎ・大根等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上11件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(野尻委員)

今回の北部調査委員長の12番野尻です。

今回は私と15番巻島委員、18番渡邊委員の3名と事務局2名で、21日火曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が6件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可

することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ
します。

議 長 ありがとうございます。南部調査委員長お願ひします。

南部調査委員長 今回の南部調査委員長の8番毛塚です。

(毛塚委員) 今回は私と4番泉田委員、9番青木委員の3名と事務局2名で、2
2日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告い
たします。

今回南部は、所有権移転の申請が4件、賃貸借権の設定が1件の合
計5件の申請がありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、
現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可
することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ
します。

議 長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定
いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事 議案書の6ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等について
は記載のとおりです。

1番については、農業用倉庫への転用です。地図は1ページです。
事業計画者は、大平町北武井において米、麦、二らの作付を行う農

業者です。近年、耕作面積の拡大に伴い収穫量が増加しているところ、既存の乾燥・調整施設では手狭であり、施設の老朽化も進んでいることから、乾燥機・粃擦り機等の農業機械を保管するための農業用倉庫の建築を計画しました。

申請地は自宅近傍にあり、経営農地の中心に位置しているため、農作業の効率化を図れ、防犯面でも良いことから適地として事業計画地としました。

農地の区分は、農振農用地ではありますが、農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(毛塚委員)

今回南部は、農業用倉庫の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、13番生澤委員をお願いします。

生澤委員

13番生澤です。

1番の案件ですが、現地確認をしてきました。事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われ。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
岡主任	<p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>今回は2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、砂利採取及び表土置場への転用です。地図は2ページです。</p> <p>事業計画者は、砂利採取事業を行う法人です。申請地は、良質な砂利の採取が見込まれるため、事業地として砂利採取事業を計画しました。</p> <p>農地の区分は、農用地であります。一時転用であるため不許可の例外規定に該当します。</p> <p>取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>
五十畑主事	<p>2番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。</p> <p>事業計画者は、埼玉県加須市内のアパートに妻と子供とともに居住しており、子供の成長に伴い間取り等が手狭になってきたため、住宅の建築を計画しました。</p> <p>申請地は親族に相談したところ実家隣接地の土地を提供しても良いとの返事を貰え、子育ても安心してできることから選定しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。</p> <p>なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。</p> <p>取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>

以上2件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、1番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
（野尻委員） 　　今回北部は、砂利採取及び表土置場の申請が1件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
（毛塚委員） 　　今回南部は、一般住宅の申請が1件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議長 　　ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、1番若色より報告いたします。1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく願いします。

議長 　　番号2番について、8番毛塚委員をお願いします。

毛塚委員 　　8番毛塚です。2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく願いします。

議長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。（質疑なし）

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、1番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長 次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任 議案書の10ページをご覧ください。
今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

1番については、地図は3ページです。
申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

五十畑主事 2番については、地図は4ページです。
申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

3番については、地図は5ページです。
申請地は2筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

以上3件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (野尻委員)	<p>今回北部は、1件の申請がありました。</p> <p>本件は20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (毛塚委員)	<p>今回南部は、2件の申請がありました。</p> <p>2件とも20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、10番田谷委員をお願いします。
田谷委員	<p>10番田谷です。</p> <p>1番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題もないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号2番について、13番生澤委員をお願いします。
生澤委員	<p>13番生澤です。</p> <p>2番の案件ですが、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号3番について、8番毛塚委員をお願いします。

毛塚委員	<p>8番毛塚です。</p> <p>3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。</p> <p>県農地中間管理機構に関する108件であります。事務局の説明は省略します。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。</p> <p>県農業振興公社に関する2件であります。事務局の説明は省略します。</p>

- 議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第8号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年4月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時48分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (泉 田)

署名委員 _____ (小 林)